平成 28 年度（2016 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私　　法

D 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は３枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 28 年度（2016 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１　次の事例を読んで、あとの【問１】【問２】に答えなさい。

Ａは、Ｂに対して、Ａの所有するマンションの居室（本件居室）を賃貸し、その引渡しをした。Ｂは、賃貸借契約締結の際、敷金として賃料の１０カ月分をＡに預け入れた。その後、Ａはこの本件居室をＣに譲渡した。

【問１】
Ｃは、Ｂに対して、賃料を請求した。Ｃの請求は認められるか。Ｃが本件居室の移転登記を経由していた場合とそうでない場合に分けて、その結論と理由を述べなさい。

【問２】
ＡＢ間の賃貸借がＣＢ間に引き継がれたことを前提に、Ｂの賃料不払いを理由に、ＣＢ間の賃貸借契約が解除された場合、ＢはＡとＣのどちらに敷金の返還を請求できるか。また、Ｂは敷金の返還を受けるまで、本件居室に居住することができるか。その結論と理由を述べなさい。

問題２　つぎの事例を読んで、あとの【問１】【問２】に答えなさい。

Ａ株式会社（以下、「Ａ社」とする。）とＢ株式会社（以下、「Ｂ社」とする。）は、いずれも会社法上の公開会社であり、監査役設置会社であるが、上場会社ではない。また、Ａ社・Ｂ社ともに、種類株式発行会社ではない。Ａ社は、Ｂ社の発行済株式総数の４０％を保有していた（Ｂ社は、Ａ社の株式を保有していなかった。）が、Ａ社・Ｂ社は、会社法上の親会社・子会社の関係にはなかった。なお、Ａ社・Ｂ社ともに、社債も新株予約権も発行したことがない。

Ａ社は、Ｂ社の株式を１００％取得して、Ｂ社を完全子会社としたいと考え、Ｂ社との間で株式交換を行うこととした。Ａ社・Ｂ社は、株式交換契約を締結した。

この株式交換において、Ｂ社株主の保有株式１株に対してＡ社の株式１株のみが対価として割り当てられることとされた。しかし、Ａ社とＢ社の株式の価値に照らすと、この割当比率は、Ｂ社株主にとって著しく不利益な比率であった。そのため、株式交換契約を承認するためのＢ社の株主総会（以下、「本件総会」とする。）においては、Ｂ社株主からの反対意見も相次いだ。しかし、Ａ社が議決権を行使したため、株主総会の特別決議の要件をぎりぎりみたす賛成投票により、本件総会において株式交換契約は承認された。なお、Ｂ社において、この株式交換に際し、債権者異議手続は行われていない。その後、株式交換契約に定められた効力発生日に、この株式交換の効力が発生した。

【問１】

Ｂ社の債権者Ｃ（Ｃは株主ではない。）は、株式交換無効の訴えを提起して、この株式交換を無効とすることができるか。

【問２】

Ｄは、本件総会日の 1 年前からＢ社の株主であったが、この株式交換の効力発生によりＡ社の株主となり、現在もＡ社株式を保有している。Ｄは、株式交換無効の訴えを提起して、この株式交換を無効とすることができるか。